

長野市総合計画審議会

資料集

資料 1

第五次長野市総合計画策定方針（案）・・・・・・・・・・・・・・・・	1
-----------------------------------	---

資料 2

総合計画に関する法的根拠について・・・・・・・・・・・・・・・・	11
----------------------------------	----

別冊参考資料

- まち・ひと・しごと創生長期ビジョン
- まち・ひと・しごと創生総合戦略
- アクションプラン

平成 27 年 2 月 20 日

長 野 市

第五次長野市総合計画策定方針（案）

長野市

1 策定方針の性格

この策定方針は、現行の第四次長野市総合計画（平成19年3月26日基本構想議決）に代わる新たな第五次長野市総合計画を策定する理由及び策定に当たっての本市の基本的考え方等を定めるものである。

2 計画策定の背景・趣旨

(1) 人口減少の進行

長野市の総人口は、国勢調査結果によると平成12年をピークに減少が始まっており、平成22年の国勢調査結果に基づく将来人口推計によると、今後30年間に約8万人の減少が見込まれている。

また、年少人口は、昭和60年以降減少傾向にあるとともに、高齢化率は上昇傾向にあり、最新の推計に基づく計画を策定する必要がある。

さらに、国から人口減少下において、人口の現状と将来の姿を踏まえ、目指す方向性等を示す総合戦略の策定の努力義務が課されている。

(2) 従来にない部局横断的な対応を要する課題

従来の縦割り組織では対応が難しい課題が発生しているため、長野市の魅力を磨き高め人を惹きつけるまちの実現に向けて、横断的かつ総合的な施策を積極的に推進する必要がある。

(3) 安全・安心に対する意識の高まり

自然災害の頻発、事件や事故の続発、国境を越えた新しい感染症の発生、地球規模での環境問題などを背景として、安全・安心や環境に対する意識が高まっており、適切な備えや取組を講じていく必要がある。

(4) 厳しい財政状況下での自治体経営

国による様々な取組により経済の好循環は動き始め、長期停滞からは脱しつつあるものの、現下の社会経済情勢から市税の大きな伸びは期待できない状況にある。

また、公共施設については、将来のあるべき姿を様々な視点から検討し、「量」と「質」の見直しに向けて取り組む必要がある。

こうしたことから、限られた経営資源を効率的に配分し、財政状況等に即したより実効性のある計画が必要である。

以上のことから、長野市の総合的かつ計画的な行政運営の指針として、市民に対し、まちづくりの長期的な展望を示す必要があるため策定することとする。

3 計画策定の基本的視点

市税の伸び悩みや扶助費の増加など、長野市の財政は厳しい状況にある。

一方で、長野市は、これまでの総合計画の着実な実施により、道路や橋りょう等のインフラを整備するとともに、建物等の公共施設についても整備・保有している。

新計画の策定に当たっては、選択と集中を基調とした戦略性を有する計画として、以下に掲げる事項に特に留意することとする。

(1) 最新の推計による計画

年齢3区分別人口構成を含む最新の人口推計を基に、自治体経営を的確に行うことができる道しるべのような役割を持つ計画とする。

また、策定の努力義務がある総合戦略は、最新の人口推計を活用し、第五次長野市総合計画に包含されることを前提に歩調を合わせながら、雇用創出や人や企業の移住・移転等を柱とした計画を策定することとする。

(2) 施策の絞り込みによる重点主義の計画

課題を見極めた上で、戦略的に施策を絞り込んだメリハリのある計画づくりを進めるものとする。

(3) ハードからソフトへの転換

インフラは計画的な改修・更新により長寿命化を図るとともに、安全・安心の観点から必要な取組を実施する。

また、これまで整備してきた公共施設（ハード）については統廃合等、有効に活用しながらソフト施策中心への転換を図るものとする。

(4) 計画の進行管理及び評価との連動

新計画に施策・事業を位置付けるに当たっては、施策・事業の実質的な成果・効果を判断し、最適な施策の編成や事業の実施効果の把握に努める必要がある。

また、民間の経営視点を取り入れた新たな公会計制度（複式）を活用する。

さらに、新計画の着実な進行を図るため、施策・事業の成果を可能な限りわかりやすい指標として設定し、評価と連動する計画にする。

(5) 個別計画との調整

総合計画を上位計画とする各部局の個別計画は、新計画と策定期期を同じくするものがあるが、個別計画とは、情報交換、情報共有を十分に行いつつ整合性と体系化を目指すものとする。

4 計画の名称

第五次長野市総合計画とし、サブタイトルは、必要に応じ策定過程において、審議会での議論を踏まえて定めるものとする。

5 計画の構成と期間

この計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成し、行政運営を進める上で基本となる総合的な計画であり、市が目指すまちづくりは全てこの計画に基づいて行われる。

(1) 基本構想

本市の目指す将来の都市像を描き、それを支える理念、将来都市像を実現するための施策の大綱を定めるものとする。

基本構想の目標年次は、30年程度先を展望しながら、10年後の平成38年度（2026年度）とする。

(2) 基本計画

基本構想を実現するための基本的指針として策定するもので、施策の体系及び具体的施策を定める。

基本計画は前期計画と後期計画とし、前期計画の計画期間は、平成29年度（2017年度）を初年度とする平成33年度（2021年度）までの5年間とする。

後期計画については、社会経済情勢の変化などを踏まえ、見直しを行うものとする。

(3) 実施計画

基本計画で定めた具体的施策に基づく1年間の詳細な計画（主要事業一覧）を毎年度策定する。

6 計画の内容

(1) 基本構想

- ①まちづくりの基本方針
- ②将来都市像
- ③基本指標（人口・世帯数・就業人口等）
- ④土地利用構想
- ⑤施策の大綱（分野別構想）

- (2) 基本計画
 - ①計画の趣旨
 - ②基本計画の性格
 - ③分野別計画
 - ④財政フレームの推計

7 対象区域

基本的には現行行政区域とするが、広域行政や連携行政の要請から、必要に応じて行政区域以外も含めるものとする。

8 市民参画等

第五次長野市総合計画に広範な市民ニーズを反映させるため、策定段階における市民参画等を積極的に推進する。

- (1) 5,000人市民意識調査
 - 市内在住の5,000人の成人に対し、現在の長野市の様々な取組に対する評価、将来の長野市のあるべき姿などについて意識調査する。
- (2) 市民まちづくり意見交換会【市長とまちかどトーク】
 - 子育て中の女性や高齢者等、社会のあらゆる立場の人々同士で集まり、市長を交えて長野市の将来像について意見交換会する。
- (3) 児童・生徒・学生まちづくり意見交換会【市長と話そう～長野の未来～】
 - 市内各学校に依頼し、児童・生徒・学生を集め、市長がこれからの長野市を担う若者と長野市の将来像について意見交換する。
- (4) ふるさとNAGANO応援団との懇談会
 - ふるさとNAGANO応援団メンバーと市長が、今後のまちづくりに関して懇談する。
- (5) 「10年後の長野市の姿」アイデア募集
 - 広報ながのを活用して、30年後の人口推計を説明した上で、市のまちづくりに対し広く一般から具体的提言を募集する。
- (6) NPO等の市民組織からの意見集約
 - 各種団体へ、団体としての長野市の将来像の意見集約、取りまとめを依頼する。
- (7) 包括連携協定高等教育機関連携協議会との懇談会
 - 地域づくりや各種施策について、包括連携協定を締結している市内の4つの高等教育機関と意見交換を実施する。
- (8) e アンケート
 - 広報広聴課が市のホームページに用意しているアンケート手段を活用し、今後のまちづくりについて意見を聴取する。

(9) 公聴会【ながの未来カフェ】

パブリック・コメントのキックオフとして位置付け、素案内容を参加者に示し、カフェのような雰囲気での対話方式による集いを開催する。

(10) パブリック・コメント

計画素案確定後、内容について「まちづくり意見等公募制度」に基づくパブリック・コメントを実施する。

9 職員参画

第五次長野市総合計画は、平成 29 年度（2017 年度）から平成 38 年度（2026 年度）までのまちづくりの指針となる最も重要な計画となることから、限られた職員で計画を策定するのではなく、全職員の参画の下、計画策定に当たる。

全職員が、意識、情報の共有を図り計画策定に当たることにより、新計画の円滑な推進を図る。

具体的には、現在の職務の枠を越え、今後のまちづくりに対する提案をリレーインタビュー方式で集める仕組みを整え実施する。

10 長野市総合計画審議会

各分野の有識者等で構成する長野市総合計画審議会へ新計画策定について諮問し、第五次長野市総合計画案をまとめていただくものとする。

総合計画策定に際して市民参画を促すため、審議会の下部組織として、審議会委員及び公募市民等による「作業部会」（分科会）を設置する。

市は、審議会の答申（計画案）を最大限に尊重し、第五次長野市総合計画を決定する。

11 庁内体制

(1) 各部局・所属

総合計画審議会から答申（計画案）を受けて速やかに総合計画を取りまとめるため、関係課の職員はオブザーバーとして、審議会作業部会に積極的に参加する。

(2) 総合調整会議及び専門部会の設置

計画案については、進捗具合に応じて、適宜、総合調整会議に諮るものとする。なお、総合調整会議委員（特別職を除く。）は総合計画審議会に出席するものとする。また、専門部会員は、総合計画審議会作業部会に出席するものとする。

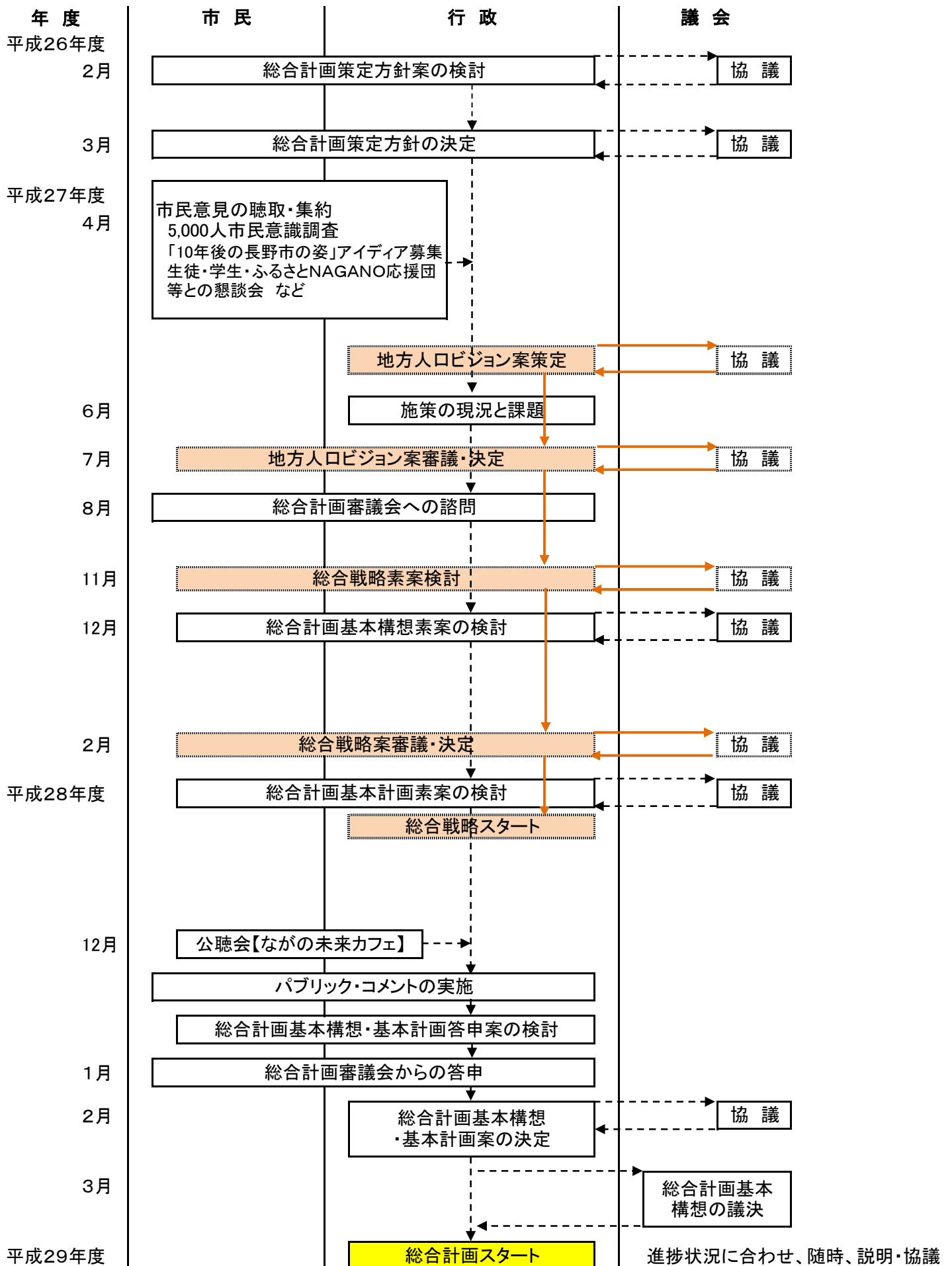
(3) 主管課

策定の主管課は、企画政策部企画課とする。

12 スケジュール

別紙のとおりとする。

第五次長野市総合計画基本構想・基本計画及び地方人口ビジョン・総合戦略策定日程表(概要)



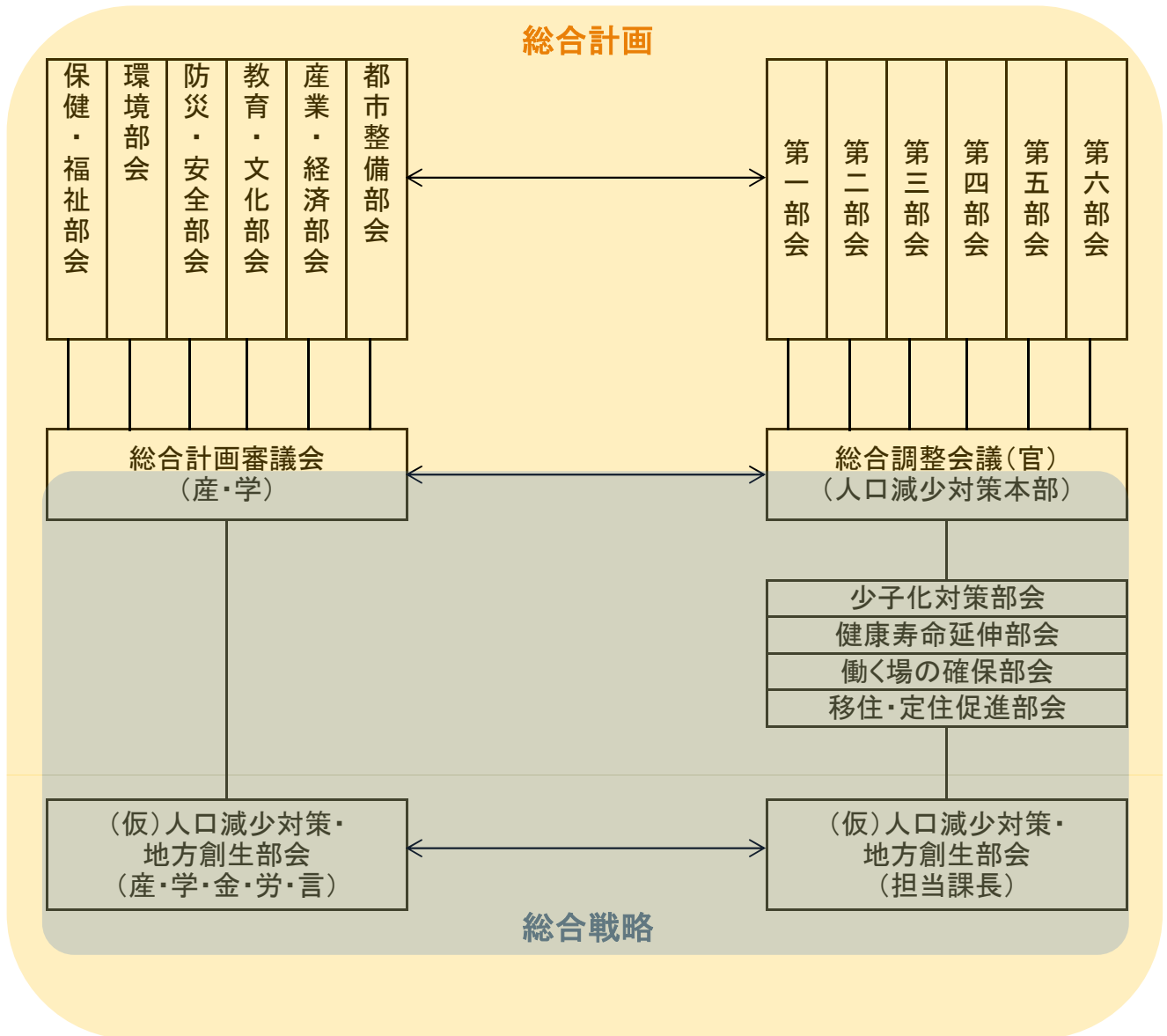
第五次長野市総合計画基本構想・基本計画及び地方人口ビジョン・総合戦略策定日程表(詳細)

		26年度		27年度												28年度
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
総合計画	事務局															
	作業部会(専門部会)															
審議会																
議会	本会議委員会															
地方人口ビジョン	作業部会(専門部会)															
	事務局															

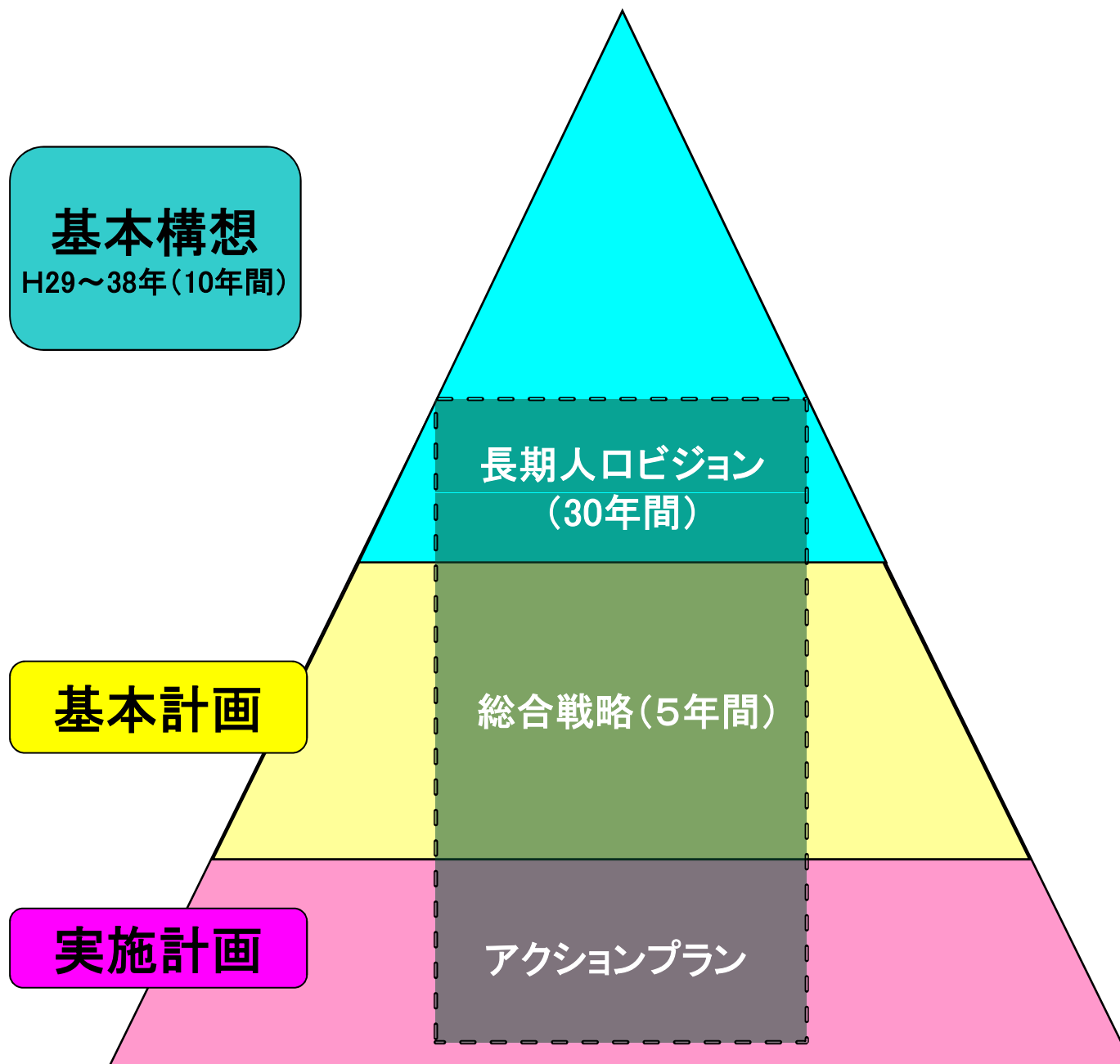
総合計画	事務局														
総合計画	作業部会(専門部会)														
審議会															
議会	本会議委員会														
地方人口ビジョン	作業部会(専門部会)														
地方人口ビジョン	事務局														

総合計画	事務局														
総合計画	作業部会(専門部会)														
審議会															
議会	本会議委員会														
地方人口ビジョン	作業部会(専門部会)														
地方人口ビジョン	事務局														

総合計画と総合戦略の関係性と策定体制(案)



次期総合計画と地方人口ビジョン・総合戦略の関係



総合計画に関する法的根拠について

地方自治法

第2条第4項 市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。 ⇒ 削除

総務大臣通知（総行行第57号 総行市第51号 平成23年5月2日）抜粋

第4 地方分権改革推進計画に基づく義務付けの廃止に関する事項

- 1 市町村の基本構想に関する規定を削除することとされたこと。（旧法第2条第4項関係）

なお、改正法の施行後も、法第96条第2項の規定に基づき、個々の市町村がその自主的な判断により、引き続き現行の基本構想について議会の議決を経て策定することは可能であること。

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

一 条例を設け又は改廃すること。

二 予算を定めること。

：（略）

十五 その他法律又はこれに基づく政令・・・

2 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

今後の方針

総合計画にかかる基本構想は、従来から長野市の総合的かつ計画的な行政運営の指針であり、市民に対し、将来都市像等によりまちづくりの長期的な展望を示すものであることから、法的根拠については、第五次長野市総合計画の計画期間開始までに、必要な環境を整えることとする。